

入院時食事療養費について

1. 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出に係る食事を提供しています。

管理栄養士（または栄養士）によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供いたします。

◆入院時食事療養費の留意点について

経管栄養（濃厚流動食）の場合には、以下のように1日3食で算定する場合がございます。

- 経管栄養を1日4回に分けて提供する場合
- 医師による1日給与量の指示がある2回提供の場合

2. 特別メニューの食事の提供について

当院では、あらかじめ決められた日に患者様の自己負担により、複数のメニューから希望により選択できる食事の提供を行っています。

1食あたり 165円（税込み）

※ただし、療養上の理由で選択できない場合がございます。